

学校において予防すべき感染症について

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症
2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。	

【出席停止の期間の基準】

第一種	治癒するまで。																
第二種	次の期間。ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められたときは、この限りでない。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">インフルエンザ</td> <td>発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">百日咳</td> <td>特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">麻疹</td> <td>解熱した後三日を経過するまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">流行性耳下腺炎</td> <td>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">風しん</td> <td>発しんが消失するまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">水痘</td> <td>すべての発しんが痂皮化するまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">咽頭結膜熱</td> <td>主要症状が消退した後二日を経過するまで。</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">結核、髄膜炎菌性髄膜炎</td> <td>病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。</td> </tr> </table>	インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。	百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。	麻疹	解熱した後三日を経過するまで。	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。	風しん	発しんが消失するまで。	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで。	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
インフルエンザ	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。																
百日咳	特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。																
麻疹	解熱した後三日を経過するまで。																
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。																
風しん	発しんが消失するまで。																
水痘	すべての発しんが痂皮化するまで。																
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで。																
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。																
第三種	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで ※「その他の感染症」については、次ページ参照																

第三種 その他の感染症について

出席停止の措置については、当該疾患であれば必ず出席停止に「しなければならない」ということではありません。感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。

【一例】

	登校の目安
感染症胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス感染症など)	下痢、嘔吐症状が軽減した後、全身状態の良い者は登校可能だが、手洗いを励行。
サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症	下痢が軽減すれば登校可能であるが、手洗いを励行。
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態の良い者は登校可能。
インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態の良い者は登校可能。
溶連菌感染症	適切な抗菌薬療法開始後 24 時間以内に感染力は失せるため、それ以降、登校可能。
RSウイルス感染症	発熱、咳などの症状が安定し、全身状態の良い者は登校可能だが、手洗いを励行。
EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復した者は登校可能。
単純ヘルペス感染症	口唇ヘルペス・歯肉口内炎のみであれば、マスクなどをして登校可能。発熱や全身性の水ぼうがある場合は欠席して治療が望ましい。
帯状疱疹	病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため登校可能。ただし免疫不全宿主がいる場合には、感染予防に対する細心の注意が必要。
A型肝炎	肝機能が正常になった者は登校可能。
B型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り登校可能。血液に触れる場合は手袋を着用するなど、標準予防策を守ることが大切。
伝染性膿痂疹(とびひ)	出席停止の必要はない。炎症症状の強い場合や、化膿した部位が広い場合は、傷に直接触らないようにする。
皮膚真菌症(白癬、特にトングランス感染症)	出席停止の必要はない。ただし、接触の多い格闘技の練習・試合などは感染のおそれなくなるまで休ませる。

【お願い】 受診の際は、医師より指示を受けて、その内容について学校にご連絡ください。